

一宮市消防本部 障害者活躍推進計画

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(令和2年4月1日一部改正)第7条の3第1項の規定に基づき、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みについて定めるものです。

機関名	一宮市消防本部
任命権者	一宮市消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
一宮市消防本部における障害者雇用に関する課題	一宮市消防本部においては、職員の大多数が除外職員（法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員に含まれない職員）であるため、障害者に限定した募集及び採用は行っていない。
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※ ただし、障害者の雇用予定なし。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	なし ※ 今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、障害者との話し合いのもとその意向を尊重し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○必要に応じて、随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通

	じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
--	----------------------